

## 国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)
					担当省庁 担当課	根拠法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
56	尾道地域医療連携推進特区	ICTを活用した在宅医療等支援モデル事業	在宅医療等支援モデル事業の実施に関する効果検証を行う。 (具体的には遠隔診療や遠隔による服薬指導の実施効果は、医療従事者への負担軽減、更には、在宅患者の満足度の向上などの観点等とされるものか、ヒアリング・アンケート調査を実施し、専門家などの参画のもと、効果分析を行う。)	当該事業は、これまでの規制を一部緩和し、離島、中山間地域などへの遠隔診療及び遠隔での服薬指導モデルに係る効果検証を行うものであり、今後、全国での展開可能性も含め、調査経費(委託事業)の創設を国に求めるものである。	厚生労働省 医政局指導課		C	在宅医療の推進のため、平成23年度予算及び平成24年度予算(案)において、在宅医療連携拠点事業を計上しています。当該事業は、多職種協働による在宅療養中の患者の支援体制を構築し、地域での包括かつ継続的な在宅医療の提供を推進するためのモデル事業で、公募の中からモデルとして適切な事業者の採択を行うものであり、採択されれば当該事業の中で対応が可能です。ただし、特区であることを理由に優先的に採択することは、公平性を欠くため、困難と考えます。現在、事業の公募を終了し、応募のあった事業者の中から採択するものを選定する予定です。 なお、平成24年度における当事業の基準額は一般枠で21,044千円となっております。モデル事業として採択されれば、この基準額の範囲内で定められた各種事業を実施する中で、ご提案の事業を一定程度行うことが可能であると考えます。 なお、遠隔による服薬指導の特例措置については、規制の特例措置の253番、254番で議論することとしたいと考えています。	b	当該事業の活用については、引き続き、相談させていただきながら、貴省においても柔軟な対応についてご検討をお願いいたします。 また、遠隔診療や遠隔による服薬指導を活用した在宅支援モデルに係る財政支援措置については、規制の特例措置の状況を踏まえて、それに対応できる新たな支援措置の検討もよろしくお願いたします。	在宅医療に係る事業が適切に実施できるよう、支援の方策について継続協議としていく。	II

## 国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成26年度概算要求等の検討がなされるもの III:見解の相違から協議を一旦終了するもの IV:自治体が再検討又は取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
56	尾道地域医療連携推進特区	ICTを活用した在宅医療等支援モデル事業	在宅医療等支援モデル事業の実施に関する効果検証を行う。 (具体的には遠隔診療や遠隔による服薬指導の実施効果が、医療従事者への負担軽減、若しくは、在宅患者の満足度の向上にどの程度寄与されるものかなど、ヒアリング、アンケート調査を実施し、専門家などの参画のもと、効果分析を行う。)	当該事業は、これまでの規制を一部緩和し、離島、中山間地域などへの遠隔診療及び遠隔での服薬指導モデルに係る効果検証を行うものであり、今後、全国での展開可能性も含め、調査経費(委託事業)の創設を国に求めるものである。	C	在宅医療の推進のため、平成23年度予算及び平成24年度予算において、在宅医療連携拠点事業を計上しています。当該事業は、多職種協働による在宅療養中の患者の支援体制を構築し、地域での包括的かつ継続的な在宅医療の提供を推進するためのモデル事業で、公募の中からモデルとして適切な事業者の採択を行うものであり、採択されれば当該事業の中で対応が可能です。ただし、特区であることを理由に優先的に採択することは、公平性を欠くため、困難と考えます。現在、事業の公募を終了し、応募のあった事業者の中から採択するものを選定する予定です。なお、平成24年度における当事業の基準額は一般枠で21,044千円となっており、モデル事業として採択されれば、この基準額の範囲内で定められた各種事業を実施する中で、ご提案の事業を一定程度行うことが可能であると考えます。	b	当該事業の活用については、引き続き、相談させていただきながら、貴省においても柔軟な対応についてご検討をお願いいたします。 また、遠隔診療や遠隔による服薬指導を活用した在宅支援モデルに係る財政支援措置については、規制の特例措置の状況を踏まえて、それに対応できる新たな支援措置の検討もよろしくお願いいたします。	平成26年度の財政支援措置については、規制の特例措置(253番及び254番)の状況を踏まえて、引き続き関係省庁と指定自治体の間で検討することとし、協議はいったん終了する。	V